程に基づく教育を行う学校や教育支援センターの設置促進，教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援など，不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進する。さらに，不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図る。

○　夜間中学の設置・充実

・　学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に，就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ，夜間中学の設置を促進するとともに，夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には，夜間中学は，義務教育未修了者に加え，外国籍の者，入学希望既卒者，不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから，教育機会確保法等に基づき，全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに，夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど，教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

○　高校中退者等に対する支援

・　高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。さらに，教育委員会や学校，地域若者サポートステーション、ハローワーク、地域社会等との連携を強化し，高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

○　高等学校定時制課程・通信制課程の質の確保・向上

・　中途退学や不登校の経験者，特別な支援を必要とする生徒など課題を抱える生徒等の学びの受け皿としての役割を果たしている高等学校定時制課程・通信制課程において，関係機関や地域社会等との連携による様々な学習機会の設定等，生徒の多様な学習ニーズにきめ細かく対応していくため，その質の確保・向上を図るための施策に取り組む。

○　海外で学ぶ子供や帰国児童生徒，外国人児童生徒等への教育推進

・　日本人学校や補習授業校における教育環境機能の強化を図るため，教師の派遣や教材整備等に引き続き取り組む。また，帰国児童生徒や外国人児童生徒等の海外における学習・生活体験を尊重しつつ，国内の学校への円滑な適応を図るため，日本語指導を行うための教員配置や，実践的な教員研修の実施，日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成実施の促進などを推進する。

○　地域における外国人に対する日本語教育の推進

・　日本国内に在留している外国人等が日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう，地方公共団体や NPO などによる地域における日本語教育に関する優れた取組の支援や，日本語教育の充実に資する研修等を行う。

目標（１３）障害者の生涯学習の推進（再掲）